

「みんなできつろう 市民トーク」開催結果（菅山地区）

1 日時等

- (1) 日 時 7月3日（火） 午後7時00分～午後8時45分
- (2) 会 場 菅山公民館
- (3) 内 容 市長による市政情報、地区が希望する説明、質問票
- (4) 参加人数 70人



2 地区の希望する市政内容について説明（20:18-20:28）

(1) 地域公共交通網形成計画について

去る5月に於いて、菅山地区全住民に対してアンケートが行われましたが、今計画の作成に関して、ぜひ区民の色々な生の声が反映され、皆さんが利用しやすい計画となるよう要望いたします。現在試験運行されている「さかべ号」に於いては、お年寄りや体の不自由な方などが利用できるシステムとなっておりますが、当菅山地区では小学生や中学生の登下校についても配慮願います。

菅山原の子どもたちは、広域農道（歩道のないカーブの多い坂道が多い）か県道相良大須賀線（歩道のない危険なカーブ有…2年ほど前軽い接触事故あり）を利用せざるを得ない為、あるいは、秋から冬にかけての日没が早い時期においては、ひと気のない暗い坂道が続く為、家族が送り迎えを行っているのが現状であります。

【回答：杉本市長】

先ほどデマンド乗合タクシーと地域生活支援車の説明をしました。デマンドタクシーというのは行き先をお医者さんやスーパーなどに絞ります。

坂部地区での利用者としては、75歳以上の方、免許返納者、障がい者、要介護・要支援者、妊婦としており、小中学生は対象としていません。さらにタクシー会社と連携しているので、市内全域で毎日というのは限界があり、なか

なか回り切れません。

小中学生の通学の足については菅山地区だけではなく、市内全域で4 km、5 kmの距離を歩いているお子さんがどこの学校にもいます。また、小学生、中学生の通学方法を考えていくには、教育委員会とも調整する必要があります。

移動対象者を誰にするのかによって、導入する交通手段は変わってきますので、まずは、地域の皆さんと地域が求める交通手段について協議し、地域に合ったものを導入していきたいと考えております。

一気に全部を、ということは無理かもしれませんが、皆さんの思いができるだけ叶えられるように、取り組んでいきたいと思っています。

(2) 太陽光発電事業の今後について

昨年も伺いましたが今一度お願いします。

「発電事業の寿命が尽きた設備機器を事業者（個人も含む）がそのまま放置した場合、行政としては、廃棄物処理法に則り行政指導を行い適切に処理する。」というような返答をいただいたと思いますが、個人や法人の土地の設備機器を放置してはならない、あるいは、廃棄処分しなければならないという義務があるのかなのか分かりません。あったとしても事業者と連絡が取れなかったり、拒否された場合には、ゴミの不法投棄と同じように行政が費用を出して処分するようになるのでしょうか。

【回答：杉本市長】

事業者が放置した場合に対する市の対応ですが、売電を目的とする太陽光発電設備は、廃棄する際は産業廃棄物に該当しますので、その処分は事業者が責任を負うことが前提となります。

また、事業者が倒産した場合で、その土地が借地の場合には、土地の所有者が撤去をする義務が出てきます。安易に借地でということは、しっかり考えていただかないと責任が来るということです。

市が民間事業者の事業活動に対し、倒産に対する備えを求めることは容易ではなく、市では、1,000 m²以上の土地利用事業計画に対し、太陽光を設置する皆さんには、事業着手前に市の承認を得ることを求めており、承認に当たっては「太陽光発電設備は事業用設備のため、廃棄するときは産業廃棄物となるので、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”に基づき、適正に処理すること」と条件を付けて指導しています。

とはいえ、先ほど言ったように、事業者が逃げてしまったり、倒産してしまうこともあります。

今、土地利用で谷を土砂で埋めるという時には、その事業者が倒産したり、土砂が崩れて災害を起こした場合は、市が皆さんの税金を使い、負担していかねばなりません。そのため、例えば1 m³に対して100円の供託をする、と

いったことを条例で整備をしました。

私案であります、太陽光も同様に、1kw40円で売るのであれば、4円とか1円を供託させるのも1つの方法かと思えます。そのへんの制度をこれからしっかりと勉強していきたいと思えます。

3 個人からの質問票による意見・質問 (20:28-20:45)

(1) 菅山小学校体育館に放射線フィルタ装置を設置する件 (PAZ圏内)

- ①設置の狙いとは何か？浜岡原発は稼働していないのになぜ？いつ設置？
- ②近隣の福祉施設にも設置されているとのことだが、発災危険度が高まっているのか？
- ③利用者は誰を想定しているのか？収容能力は？介添者も含むのか？
- ④市役所、警察、消防、医療従事者等々の放射線汚染対策は？
- ⑤整備の維持コスト（人件費含む）はどれくらいか？だれが負担するのか？
- ⑥原発単独事故は想定しにくく、地震＋津波＋原発損傷がセットで生じた場合の対応と当該施設の管理運営での検証は大丈夫か？
- ⑦原発災害に対応する避難訓練（避難場所、方法、手段等）は当地区では行われてないが、今後避難訓練のあり方を見直さなければならないのか？
- ⑧一方、核シェルターの設置では、諸外国と比べ日本は例外的に貧弱ですが…。

【回答：近藤防災監】

防災は、一人一人が主人公です。そして誰かからしてもらおうというわけではなくて、自分の身の安全は自分で守る、その自助がまず一番最初にあるということで、区長の高い見識に感銘しています。大きく4つのトピックについて質問をいただきましたので、1つ1つお答えしていきます。

まず、菅山小学校体育館に放射線防護施設を設置することの狙いと利用者として設置時期についての質問です。浜岡原子力発電所で何かあった場合には、概ね5km以内の範囲であるPAZ圏内については、即時の避難を開始することになります。

この時、避難所までの移動が長距離となるため、高齢者や障がい者などの「要配慮者」のうち、福祉車両などの十分な体制を整えずに拙速に移動することで、かえって健康悪化などによる生命の危険が危惧される方は、避難の体制が整うまで市内の放射線防護対策施設へ一時的に避難することとしています。利用者は、社会福祉施設利用者や在宅の要配慮者と、配慮者を支援する方を対象としており、市内には合計1256名の方がおります。このための放射線防護対策施設として、今年度130名を収容可能なエアシェルタ設備をPAZ圏外ではありますが、菅山小学校体育館に整備することとしています。また、御前崎中学校体

育館にも同様の設備を整備する予定です。

発災危険度が高まっているのかとのご質問もありました。当市において今後30年以内に南海トラフで大きな地震が発生する可能性が72パーセントとする予測は変わっていません。いかなる場合でも、原子力災害を含む災害を想定して、市民の安全と安心を確保するため、防災対策を講じる必要がありますと考えております。その一環でこういう施設を作るということです。

なお、浜岡原発の4号機と3号機は、現在、国の適合性確認審査（安全審査）を受けている最中ですが、申請許可の目途については具体的に立っていません。

これまでに市内では、波津の牧之原消防署（H27）、介護老人保健施設はるかぜ（H28）、養護老人ホーム相寿園（H29）の3施設を放射線防護対策施設として整備済みですが、牧之原消防署を例に挙げると、施工後の維持管理費では、年間55万円で保守点検を行っています。この維持管理に係る費用については整備費と同じく、国の交付金（10分の10）の対象となっております。

大地震や津波と原発事故との複合災害時の対応についての質問もありました。菅山にエアシェルタを入れるという時に、津波から避難した方がいるケースが考えられますが、もし原発で何かあったという際には原子力災害対策を優先して使用することになります。

市役所・警察・消防・医療従事者等の放射線による汚染対策については、例えば、牧之原消防署には除染エリアを整備済みであり、緊急時対応を行う要員の汚染対策ができるようになっていました。また、市役所と消防署には、県が中心となって防護服といった放射線防護用の資機材が配備されています。

次いで、管理運営の検証や訓練についてもご質問がありました。要配慮者は、万一の原子力災害発生時に、放射性物質の放出前の段階（施設敷地緊急事態）で一時的な退避をするための準備をすることになっていきますので、事態の進展を見越した先手の対応ができるよう、訓練や課題の検証を繰り返し、災害時の管理運営がスムーズになされるようにしていきます。その意味でも、設備の整備後に、菅山区の皆様にご協力いただき、原子力災害を想定した訓練を実施することもあるかと思えます。

最後に、核シェルターの設置に関する質問です。今年度に整備予定の設備は、あくまでも空気中を流れてくる（放射性プルーム）放射性物質による内部被ばくを低減することを目的とした設備ですので、核弾頭を搭載したミサイル攻撃による災害を想定したものではありませんのでご理解願います。

(2) 水害の起こりやすいシーズンを迎えて（避難情報の発令タイミングと頻度）

先月（6月）の大雨の際、「避難勧告？」が「夜中の11時頃」に1回発令され、結果、事なきを得ましたが、同報無線による避難情報等の発令タイミングは、勝間田川、萩間川に設置されている水位計と、雨量予測情報等によりなされていると思いますが、両河川あるいは、こちらに準ずる河川には、自動水位観測並びに警報発令がセットされた機能が備えられているのでしょうか？ 目視に頼っているのでしょうか？

発令のタイミングにもよりますが、真夜中ともなると非難はさらに困難を伴う事となります。注意情報も含めもう少し早めの対応が可能となるように「注意」「勧告」「指示」そして「解除」の4段階セットの情報提供でしていただくことは可能でしょうか。

近年はパソコンを含むネット情報で、災害危険度情報は掴めるようになりましたが、全ての家庭でという訳にはいかないと思います。夜中に召集のかかった職員さんが大勢いらっしゃるのを承知の上でのお問い合わせです。

【回答：近藤防災監】

まず早めの情報提供はできなかつたかのご質問です。6月20日（水）から21日（木）にかけての大雨の対応を振り返りますと、その日の朝～昼、昼～夕方、そして夜にかけて予報がどんどん悪くなっていきました。朝の時点での気象予報ではそれほどの雨量は予測されず、宵から夜半にかけてある程度の雨を予測したものの注意報程度と見積もっておりましたところ、夕方17時の時点で総雨量100ミリの予報となり、実際には200ミリ降りました。

大雨警報が発表され、実際の雨はさらに激しくなりました。静谷の雨量観測点で21時から22時までの時間雨量が43ミリを記録し、市内の勝間田川、萩間川が氾濫注意水位を超え、今後の降雨予測も考慮して、22時39分に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。同時に相良小学校体育館と静波体育館の避難所2か所を開設しました。

その後、積算総雨量は200ミリを超えましたが、河川水位も1時30分をピークに下がり始めましたので、1時55分に解除をし、避難者の方が帰宅されたので、避難所を閉鎖しました。

今回の大雨では、道路冠水等はありませんでしたが、人的被害や住家被害はありませんでした。市としては、梅雨時の気象予報の難しさを考慮しながら対応すべきとの教訓を得ました。

次に、避難勧告や指示の判断についてのご質問です。まず平素からの観測体制についてですが、河川水位は萩間川、勝間田川、坂口谷川の市内3河川にそれぞれ一か所ずつ県の水位計が設置されており、静岡県が運営するホームページ「サイポスレーダー」で誰でも確認できます。

また、雨量は静岡、波津、静岡空港などの観測点をデータとして、時間当たりの雨量や累加雨量が確認できます。河川の水位には、スライドのように氾濫危険水位や避難判断水位などが定められておりますが、市では、これら河川水位に加え、気象庁をはじめとする気象情報を多角的に入手し、降雨量や降雨予測などを総合的に判断し、避難勧告等の発令を行っています。

最後に発令情報などの入手手段についてのご質問です。市ではインターネットを用いた情報発信や携帯電話への緊急速報メールに加え、同報無線をはじめテレビのdボタンによるデータ放送などでもお知らせします。このデータ放送では河川の水位の情報なども得ることができますので、事前に情報入手方法の確認をお願いします。

広報まきのはら創刊200号記念にあたる5月号でもお知らせしていますが、近年は、全国各地で局地的、激甚的な豪雨が集中して、災害をもたらしています。風水害や土砂災害から身を守るためには、最新の気象情報に注意し、市から避難の呼びかけがあった時には、正しく迅速に行動することが重要です。家庭や地域で、風水害や土砂災害について理解し、有事の際に行動できるよう各家庭で一読をお願いします。

(3) 消火用水栓について

今年の1月、所属する地区内で住宅火災が発生しました。消火活動時は不在であったため、事後の諸所の情報の中で気になることがありました。

- ①当該地域内の消火用水栓の圧力が十分なものでなかったとのことですが、この様な消火活動報告情報は消防当局はもとより、市役所当局でも共有されているのでしょうか？
- ②市内の水栓の点検は、定期的に行われているのでしょうか？
- ③消火機器やホース類等の維持やその点検は当該地区で対応しなければならないのでしょうか？

【回答：近藤防災監】

最後に消火用水栓についてです。1月の住宅火災に際し、消火栓からの圧力が十分でなかったのではとのご指摘についてですが、圧力が低いとか、消火活動に支障があったなどの情報は現場からはありませんでした。

消火活動における現場の情報については、火災防御方法などを含め消防署や消防団、市の防災課で情報共有が図られています。

次に、市内の消火栓や防火水槽を含む消防水利の点検は、消防団が定期的を実施しています。不具合があれば防災課に連絡があり、修繕対応をしています。また、牧之原消防署も不定期ながら点検を行っています。

3つ目に消防器具の維持管理についてです。消防水利付近に設置しているホースなどの消火器具は、地区で維持管理していただいています。維持費については、防災課が所管する防災資機材整備事業費補助金により補助をしています。(3分の2補助)

(4) 使用済核燃料処理地（埋蔵地）選定について

浜岡原発の敷地内には、使用済核燃料が6,000本保管されているとのことですが、その処理方法について核燃料リサイクル計画が頓挫する中で、地中深くに埋設する案が検討されています。

この問題を所管するNUMOは、埋設適地の選定をしているとのことですが、牧之原市は既に浜岡原発の再稼働は反対との議会決議までしています。適地選定に関しても、反対との意思表示をする必要はないのでしょうか？

【回答：近藤防災監】

ご質問の内容は、原子力発電に伴い発生する高レベル放射性廃棄物を処理するために、日本国内の地下深くの安定した岩盤に廃棄物を埋設する地層処分の件と思いますので、そのことについて回答します。

政府は昨年7月に、「科学的特性マップ」として、高レベル放射性廃棄物の埋設有望地について国民に提示をしました。その中で牧之原市は、市内の約70%は適さないとされています。いずれにしましても皆様の安心・安全を最優先させていただきます。

(5) 農地の利用について

農地、特に荒れた茶園を青地から白地にして活用できないか。

【回答：横山副市長】

青地から白地に関する問題については、色んな場面で議論をされているところです。この青地・白地というのは農振法という法律に基づき指定されています。その中で国費を投資した基盤整備を行った農地、あるいは牧之原畑総の受益地、集団的な農地というものは青地から白地にするのが大変難しいということになっています。言い返せばこれ以外の所は、条件が揃えば白地になる可能性もあるということです。

また荒れた農地については、農地に戻すことが大変困難な土地ということで、農業委員会の赤判定という指定をすることができます。その赤判定をしたものにつきましては、農地から外すことも可能だということです。いろんなケースがあるかと思いますが、詳細については農林水産課にご相談ください。

(6) 子育て家族定住奨励金について

対象が40歳未満となっているが、40歳以上の夫婦も苦勞して子育てをして、家を建てている。

【回答：杉本市長】

40歳未満というところを説明します。説明不足ですみません。一応、対象は40歳未満の、いわゆるこれから子どもを産み育てる方というのがあります。先ほど私が言ったように、中学生までのお子さんがある世帯については50歳の方でも55歳でも大丈夫です。55歳の方が、これから結婚してというと、なかなか難しい。

子育てをしている方であれば、お一人でも中学生のおさんがいらっしゃれば、40歳を過ぎていても50歳を過ぎていても、先ほどの移住定住の助成金の、建物を建てたら・買ったなら30万円、お子さん一人につき10万円というのは対象になります。

土地を買ったら20万円、あるいは市内の工務店で建築したら30万円が支給できます。40歳未満という方たちはお子さんがいない家庭、これからお子さんを作ろうという世代の人たちは40歳未満。40歳を過ぎていてもお子さんがいる方たちは該当します。

(7) 公園の遊具について

現在使用禁止となっている公園（小堤山公園、油田の里公園）の遊具の復旧のめどは？

【回答：飯塚建設部長】

毎年、公園の遊具等については点検を行っています。本年度4月に点検を行ったところ、ご質問のとおり何箇所か使えない遊具があるということで、使用不能としていました。

小堤山公園などの3箇所については既に修繕を済ませ、現在は使用可能となっています。油田の里公園については、複合の遊具の土台部分が腐食していることに加え、資料館の中のビジョンも故障しています。これは大きな修繕になるので、この公園を今後どのような形にしていくのがいいのかも含めて、今後、調整をさせていただき、進めていきたいと思っております。